

文京区観光土産品開発事業企画運營業務委託プロポーザル募集要項

1 募集目的及び事業概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域活力の復興を図るため、文京区オリジナルの観光土産品（以下「土産品」）の開発を行い、文京区の新たな魅力を創出する。

実施にあたっては、区内外からアイデアを広く募集するとともに、選定されたアイデアの製品化及び販売等に区内事業者と積極的に連携することにより、「みんなでつくる」「文京区を盛り上げる」機運を醸成し地域活性化を図る。また、アイデアの募集や土産品の販売には SNS や WEB サイト等を効果的に活用し、広く区内外へ発信する。

本業務は、幅広いアイデアの募集や区内事業者との連携及び販売戦略等、専門的な視点に加え、創意工夫による斬新で優れた企画・運営力や高いコンサルティング力が必要とされるため、プロポーザル方式により最も適した事業者を選定する。

2 業務委託内容

仕様書（案）のとおり

3 提案限度額

令和3年度：3,282,000円（税込）

（参考 令和4年度見込額：5,514,000円（税込））

※見積書は、令和3年度分及び令和4年度分それぞれ提出すること。

※令和3年度分については、提案限度額を超えた見積価格の提案は無効とする。

4 契約期間

令和3年5月下旬から令和4年3月31日まで ※契約は単年度毎

5 事業実施期間（予定）

令和3年5月下旬から令和5年3月31日まで

6 参加資格

次の条件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 文京区指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止取扱要綱（18文総契第347号）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 文京区契約における暴力団等排除措置要綱（23文総契第306号）第4条の入札

参加除外措置を受けていないこと。

7 選定スケジュール

募集要項の公表：4月5日（月）

質問受付期間：4月5日（月）～4月12日（月）午後5時

質問に対する回答期限：4月16日（金）

提案書類受付期間：4月19日（月）～4月30日（金）午後5時

プレゼンテーション及び質疑応答：5月10日（月）午後 ※詳細は受付後に通知

審査結果通知（全参加事業者）：5月下旬

8 説明会等

募集説明会は実施しない。質問は受付期間内に文京区観光協会宛にメールで送付すること。なお、質問事項及び回答は全事業者に共有する。

9 応募方法

受付期間中に、「仕様書（案）」及び「業務スケジュール（案）」を参考に次の書類を作成し、提出すること。

（1）提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数
ア 参加申込書（様式第1号）	1部
イ 企画提案書（指定様式なし、A4判 10ページ以内）	原本1部
ウ 業務受託実績内容（指定様式なし）	副本（コピー）6部
エ 見積書（指定様式なし A4判）※令和3年度内容分	1部
オ 見積書（指定様式なし A4判）※令和4年度内容分	

（2）企画提案書

以下を盛り込んだ内容とすること。

- ① 土産品ができるまでの区民等が参画する方法・戦略（アイデア募集の手法）
- ② 区内業者との連携について（想定している連携先等）
- ③ 令和3年度、4年度のスケジュール

※別紙「業務スケジュール（案）」を参照し、より最適なスケジュールを作成する。

- ④ プロモーション方法、機運を高める方法
- ⑤ 想定するターゲット（土産品購入者）

⑥ 想定する販売計画、販売数

⑦ 想定する経済効果

(3) 提出体裁

上記(1)の表に記載のアからオまでの書類を指定部数添えて提出すること。

提出書類のうちイ及びウは、両面印刷とし、各ページの下中央部に通し番号を付すこと。

なお(1)イ及びウについては事業者の名称その他事業者が特定される情報を記載しないこと。やむを得ず記載する場合は、副本の当該箇所を黒く塗抹すること。

(4) 提出場所及び提出方法

文京区観光協会(文京シビックセンター1階)へ持参又は郵送すること。

その他の方法により提出された書類は、無効とする。

(5) 提出期間

令和3年4月19日(月)から4月30日(金)の午前10時から午後5時まで

10 提出書類の配布

(1) 期間

令和3年4月5日(月)から4月30日(金)まで

(2) 方法

文京区観光協会ホームページからダウンロードすること。

(文京区観光協会ホームページ：<https://www.b-kanko.jp/>)

11 選定方法及び結果通知

選定はプロポーザル方式により、選定委員会によって下記のとおり審査する。

(1) プレゼンテーション

委託候補者から提出された企画提案書等に基づき1事業者当たり20分以内でプレゼンテーションを行う。その後選定委員から10分程度の質疑応答を行う。

なお、プレゼンテーションは、本件の中心的役割を担う者が行うこと。また、プレゼンテーションに際しては、区が用意するプロジェクター及びスクリーンを利用することができるが、パソコン、その他周辺機器については事業者で用意すること。

(2) 委託候補者の選定

委託候補者は、企画提案書、プレゼンテーション及び価格評価による総合評価点の最も高い事業者を契約交渉順位第1位、総合評価点の2番目に高い事業者を契約交渉

順位第2位として選定する。

(3) 結果の通知

選定結果は、参加事業者に対し書面により通知する。

(4) 選定結果の公表

審査の透明性を図るため、選定結果については、文京区観光協会ホームページで公表する。

12 評価基準

選定するための評価項目は、次のとおりとする。

- ・ 基本的事項（業務実績等）
- ・ 業務理解度
- ・ 提案に関する事項
- ・ 実現可能性
- ・ 独創性
- ・ 説明能力
- ・ 精通度
- ・ 信頼性
- ・ 価格

13 質問・回答

本件に関する問合せ及び質問がある場合は、次のとおりとする。

なお、メール以外の方法による問合せ及び質問は受け付けない。

(1) 受付期間

令和3年4月5日（月）から4月12日（月）午後5時まで

(2) 受付方法

メール本文に事業者名、担当者氏名、電話番号及びメールアドレスを明記の上、「質問書」を作成してメールフォームに添付し、次の件名により文京区観光協会のメールアドレスまで送付すること。

文京区観光協会メールアドレス b-kanko@cup.ocn.ne.jp

件名 「プロポーザル質問」

(3) 回答方法

令和3年4月12日（月）午後5時までに受け付けた問合せ及び質問は、4月16

日（金）までにメールにて回答する。また、受け付けた問合せ及び質問については、4月19日（月）午後5時までに文京区観光協会のホームページにて回答を掲載する。

14 情報公開の取扱い

応募事業者名については、事業予定者に限らず情報公開の対象になる。また、応募事業者の提案書類等は情報公開の対象となるが、応募事業者の正当な利益が害されるおそれがあると文京区観光協会が認めた箇所（ノウハウ、人事等に係る情報等）については非公開とする。

15 辞退

参加申込書を提出した後に辞退する場合は、参加辞退届（様式第2号）を令和3年5月7日（金）正午までに、参加申込書の提出先まで提出すること。

16 参加申込書等の無効・失格

- (1) 企画提案書等の内容に虚偽の記載がある場合又は本募集要項に適合しない場合は、無効とする。
- (2) 参加資格要件を満たさなかった場合は、失格とする。
- (3) 選定された事業者が、選定後、契約締結前に虚偽の提案や記述を行ったことが判明した場合等は、当該事業者の選定を無効とする。

17 契約

契約に当たっては、提案内容に基づき、契約交渉順位第1位の事業者と仕様内容を協議の上決定する。契約交渉順位第1位の事業者との協議が不調となったと文京区観光協会が判断した場合は、契約交渉順位第2位の事業者を繰り上げ、協議を行う。

18 その他

- (1) 参加申込書及び企画提案書等（以下「参加申込書等」という。）の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された参加申込書等の提出書類は、返却しない。
- (3) 提出された参加申込書等は、事業の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (4) 提出期限後における参加申込書等の差し替え及び再提出は、原則として認めない。
- (5) 本要項に定めのない事項及び本要項に疑義が生じた場合は、協議により決定する。

19 事業担当

一般社団法人文京区観光協会 担当：事務局長 竹本達也 電話：03-3811-3321